

## ケアハウス共愛の里運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が設置経営するケアハウス共愛の里(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設の運営管理については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応等を十分に行う。また地域とのつながりを大切に心の通った交流を図り、地域に密着したものにしていくことを基本方針とする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス共愛の里
- (2) 所在地 名古屋市中川区下之一色町字権野108番地6

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名 (特別養護老人ホーム第2共愛の里施設長兼務)
  - (2) 生活相談員 1名
  - (3) 介護職員 2名
  - (4) 管理栄養士 1名 (特別養護老人ホーム第2共愛の里管理栄養士兼務)
- 計 5名

2 施設の職員は、併設の特別養護老人ホーム第2共愛の里の職員としても所属し、その運営管理について定められた業務に従事するものとする。

### (職務)

第5条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

- 2 生活相談員は、入居者の生活向上に必要な相談・援助等に従事する。
- 3 介護職員は、入居者の援助をする。
- 4 管理栄養士は、入居者に対する給食の献立の作成及び栄養指導の業務を行う。

(入居者の定員)

第6条 施設の入居定員は16名とする。

(入居者の資格)

第7条 施設に入居できるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。
- (2) ひとり暮らしの者、または家庭環境・住居事情等によって家族と同居できない者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- (4) 自炊ができない程度の身体機能の低下はあるが、介助を必要としないで自力で日常生活を営むことができ、外出・通院等自力でできる者。
- (5) 資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料及び必要な費用が負担できる者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

(入居の申込み)

第8条 施設への入居希望者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書(様式1)
- (2) 住民票の写し
- (3) 前年の収入が確認できる書類

(入居希望者の面接調査)

第9条 入居希望者については、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

- 2 前項の面接は、生活状況・家庭環境等について詳細に聴取する。
- 3 前項の面接の結果、入居をほぼ適当と認めた者に対しては、健康診断書(様式2)の提出を求め、健康状態を把握し、その上で入居の可否を判断し、結果を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書(様式3)
- (2) 戸籍抄本
- (3) 身元保証書(様式4)
- (4) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(利用料等)

第11条 施設の利用料の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

(退居)

第12条 入居者は退居するときは、退居届(様式5)を提出しなければならない。

(死亡)

第13条 施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置を講ずるものとする。

(入居の取消)

第14条 施設長は、入居者が各号のいずれかに該当するときは、入居を取り消すことができる。

- (1) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れのあるとき。
- (2) 金銭の管理、各種のサービスの利用について入居者自身が判断できなくなったとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的または精神的疾患若しくは欠陥のため、施設での生活が著しい支障を与える恐れのあると認められたとき。
- (5) 利用料その他の費用の支払いを怠って、その滞納が3ヶ月に達したとき。
- (6) 不正の手段によって入居したとき、及び提出書類等虚偽の事項を申告した場合。
- (7) その他、この契約の条項に反したとき、及び入居者の心得に違反し施設長の指示又は指導に従わない等、施設での生活が著しく不相当と認められたとき。

(居室の変更)

第15条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、居室の変更をすることができる。

- (1) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (2) その他、必要と認められるとき。

(処遇上の基本原則)

第16条 入居者の処遇については老人福祉法の理論に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談・助言)

第17条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し適切な助言を行う。又、必要に応じて各種のサービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事の提供)

第18条 入居者の対する食事の提供は、栄養と衛生に留意して行う。ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

(入浴)

第19条 入浴は週3日以上とし、施設職員は入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2 原則として、個別の入浴介助は行わないものとする。

(生活援助)

第20条 入居者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

2 入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、関係機関への連絡等の必要な対応を行うものとする。

3 前項の場合、利用は入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。

4 第2項に伴う費用は、入居者の負担とする。

(緊急時の対応)

第21条 入居者の緊急時に対応できる職員体制の整備と、関係機関との連携に努めることとする。

2 非常通報装置や全館一斉放送設備の活用により緊急の連絡がすみやかにできるものとする。

3 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へもすみやかに連絡を行う。

(夜間の管理体制)

第22条 夜間の管理体制は、原則として宿直の者が行うこととする。

2 施設長は、利用者等の安全と緊急時に対処するため、併設する関連施設(宿日直常勤)の協力を得、常時緊急対応できるよう万全体制を講ずるものとする。

(保健衛生)

第23条 入居者の定期健康診断は、年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮するものとする。

- 2 入居者の健康管理に常に留意し、健康の保持、疾病の予防に努めるものとする。又、入居者は、常時自ら健康の保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(自主活動の援助)

第24条 入居者は、施設の教養設備を使用して自主的に趣味教養活動やクラブ活動、行事等を行うことができる。

- 2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
- 3 第1項に関して、施設職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

(入居者の心得)

第25条 施設長は、入居者が守るべき「ケアハウス共愛の里入居者心得」を入居者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(約束事の遵守)

第26条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者が「ケアハウス共愛の里入居者心得」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力するものとする。

(外泊)

第27条 入居者は、外泊しようとするときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届けるものとする。

(来訪者)

第28条 入居者は、来訪者があつたときは、その都度、来訪者名簿に記入し届けるものとする。

- 2 入居者は、来訪者を居室に宿泊させることはできない。ただし、やむを得ない事情により来訪者が自室に宿泊しようとするときは、必ず事前に施設長へ届け出て承認を受けなければならない。

(環境整備)

第29条 入居者は、常に居室を清潔に整理し、整頓して良好な環境と衛生の保持に努

めるとともに、施設の建物内外の清掃等の環境整備には積極的に協力するものとする。

(身上変更の届出)

第30条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第31条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第32条 入居者は承認を得ずに居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第33条 入居者は敷地内に工作をしようとするときは、予め施設長の承認を得なければならない。

(動物飼育の禁止)

第34条 入居者は、居室または敷地内において動物(ペット)小鳥類を飼育をすることを禁止する。

(損害賠償)

第35条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第36条 入居者は、専用居室以外の場合、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。又、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(非常災害対策)

第37条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出などに関する計画を定め、必要に応じ訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるよう配慮しなければならない。

(地域社会の連携)

第38条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(委任)

第39条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定めることができる。

(改正)

第40条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人共愛会理事長の決裁を経るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第41条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- ④ 上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

附則

この規程は平成20年6月1日より施行する。

この規程は令和3年8月1日より施行する。